

宇和島市民協働のまちづくり推進指針

令和4年11月22日 現在
宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会

宇和島市民協働のまちづくり推進指針

令和5年1月16日 現在
宇和島市

目次

目次	1 ページ
はじめに	2 ページ
第1章 指針策定（改訂）の目的	3 ページ
第2章 宇和島市の現状と課題	
(1) 宇和島市の現状	4 ページ
(2) NPO団体の現状	4 ページ
(3) 自治会の現状	5 ページ
(4) 企業・団体の現状	5 ページ
(5) 市民の現状	6 ページ
(6) 課題	6 ページ
(7) 宇和島市の課題解決に向けた協働のイメージ	7 ページ
第3章 協働の考え方	
(1) 協働の領域	8 ページ
(2) 協働の形態	9 ページ
(3) 協働によって期待される効果	10 ページ
(4) 協働のまちづくりのプロセス	11 ページ
第4章 協働を推進する体制づくり	
(1) 協働のまちづくり推進体制の整備	12 ページ
(2) 多様な主体との情報・意識の共有化	12 ページ
(3) 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手の育成	12 ページ
用語集	14 ページ
資料（アンケート結果概要）	別添

はじめに

(一市長の思い・方向性について記載するため、指針策定後、作成一)

令和5年〇月
宇和島市長 岡原 文彰

目次

目次	1 ページ
第1章 指針策定（改訂）の目的	2 ページ
第2章 宇和島市の現状と課題	
(1) 宇和島市の現状	3 ページ
(2) NPO団体の現状	3 ページ
(3) 自治会の現状	4 ページ
(4) 企業・団体の現状	4 ページ
(5) 市民の現状	5 ページ
(6) 課題	5 ページ
第3章 協働の考え方	
(1) 宇和島市の地域課題解決に向けた協働の イメージ	6 ページ
(2) 協働の領域	7 ページ
(3) 協働の形態	8 ページ
(4) 協働によって期待される効果	9 ページ
(5) 協働のまちづくりのプロセス	10 ページ
第4章 協働を推進する体制づくり	
(1) 協働のまちづくり推進体制の整備	11 ページ
(2) 多様な主体との情報・意識の共有化	12 ページ
(3) 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手 の育成	12 ページ
用語集	13 ページ
資料（アンケート結果概要）	別添

第1章 指針策定（改訂）の目的

本市では、平成21年（2009年）に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」を市政運営の基本方針のひとつとして取り組んできましたが、策定されてから13年が経過しており、現状に即した協働の在り方に見直すことといたしました。

近年、人口の減少と少子高齢化がかつてない勢いで進行するとともに、市民生活や価値観の変化に伴い、市民のニーズは複雑多岐に及んでいます。

また、多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著で、地域の活力の低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されております。

本指針により、全ての世代の人が協働の担い手であることを自覚していただくとともに、市民をはじめとした多様な主体が、それぞれの得意分野を生かし、互いに助け合うための考え方の基本的事項（協働の考え方、協働を推進する体制づくり）の共有化を図ることを目指しています。

第1章 指針策定（改訂）の目的

本市では、平成21年（2009年）に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」を市政運営の基本方針のひとつとして取り組んできましたが、策定から13年が経過しており、現状に即した協働の在り方に見直すことといたしました。

近年、人口の減少と少子高齢化がかつてない勢いで進行するとともに、市民生活や価値観の変化に伴い、市民のニーズは複雑多岐に及んでいます。

また、多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著で、地域の活力の低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されています。

本指針により、すべての世代の人が協働の担い手であることを自覚していただくとともに、市民をはじめとした多様な主体（※1）がそれぞれの得意分野を生かし、互いに助け合うための考え方の基本的事項（協働の考え方、協働を推進する体制づくり）の共有化を図ることを目指します。

（※1）本指針の中で、「多様な主体」とは、以下のようなものを示します。

○市 民

市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人

○行 政

法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関

○自治会等の地縁組織

自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織

○NPO・ボランティア団体

協働を推進する上で、地域活動を行う団体・組織

○企業・団体

様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体

○外部人材

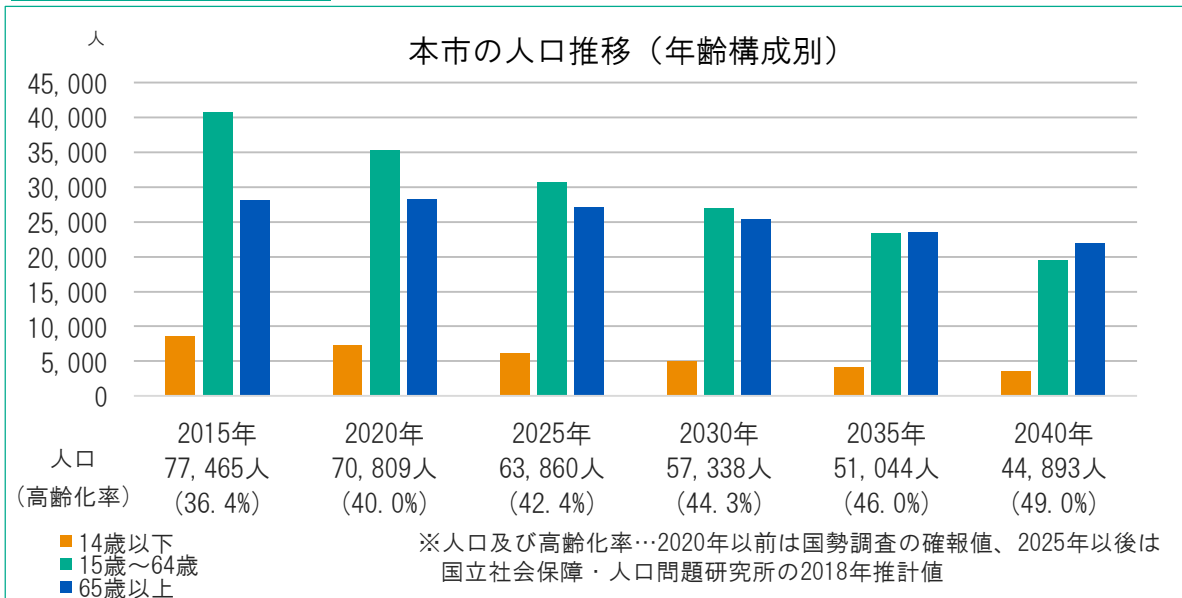
専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材

○中間支援組織

協働を推進する上で、「多様な主体」同士の活動を中間的に支援する組織

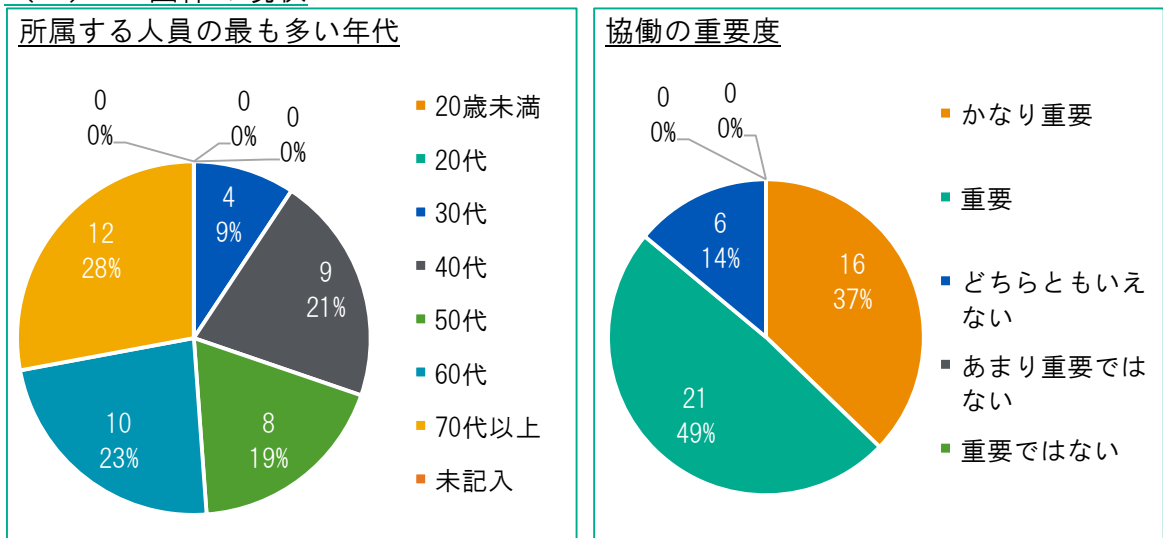
第2章 宇和島市の現状と課題

(1) 宇和島市の現状



若年者を中心とした人口流出と少子高齢化による人口減少が進行しています。このことは、地域コミュニティの活力低下に繋がっており、地域コミュニティを維持すること自体も困難な状況になりつつあります。また、地域課題に対応した各種NPO・ボランティア団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難となっている団体も見受けられます。

(2) NPO団体の現状



NPO団体に実施したアンケート結果では、所属する人員の最も多い年代は、「70代以上」が最も多い回答結果となっています。

また、行政・他機関との協働については、「かなり重要・重要」が、最も多い回答結果となっています。

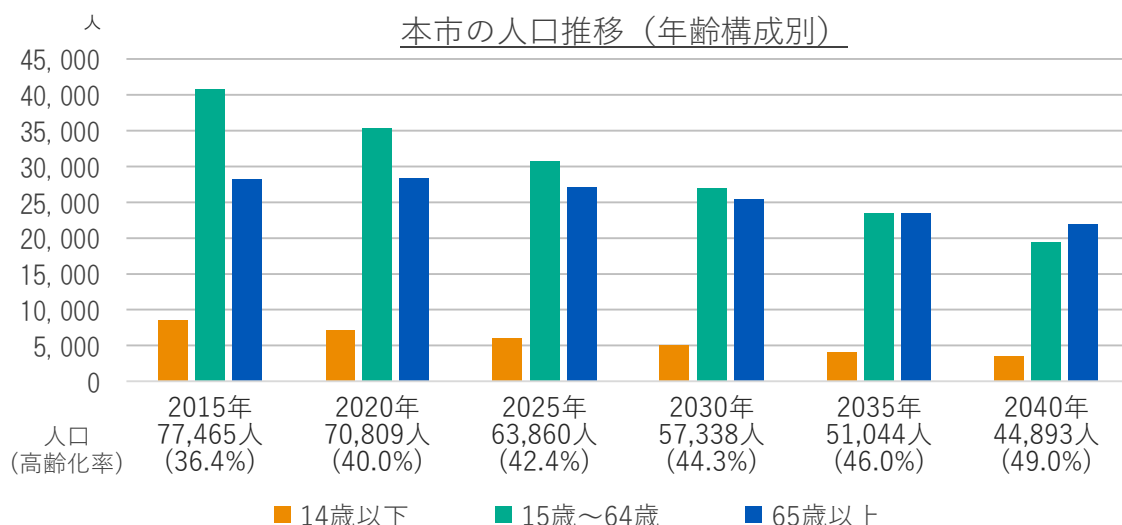
これらの回答結果から、NPO・ボランティア団体における地域課題の解決のための活動を推進するためには、担い手確保・人材育成及び行政・他機関との協働が重要であることが伺えます。

第2章 宇和島市の現状と課題

(1) 宇和島市の現状

若年者を中心とした人口流出と少子高齢化による人口減少が進行しています。このことは、地域コミュニティの活力低下につながっており、地域コミュニティを維持すること自体も困難な状況になりつつあります。

また、地域課題に対応した各種NPO・ボランティア団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難となっている団体も見受けられます。



※人口及び高齢化率

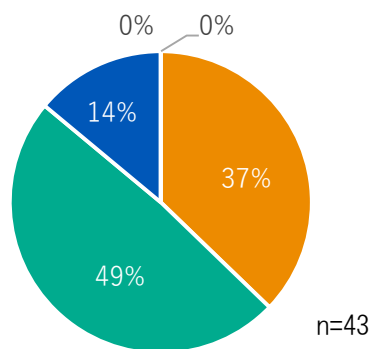
2020年以前は国勢調査の確報値、2025年以後は国立社会保障・人口問題研究所の2018年推計値

(2) NPO団体の現状

NPO団体に実施したアンケートでは、協働の重要度について「かなり重要・重要」との回答が最も多い結果となっています。

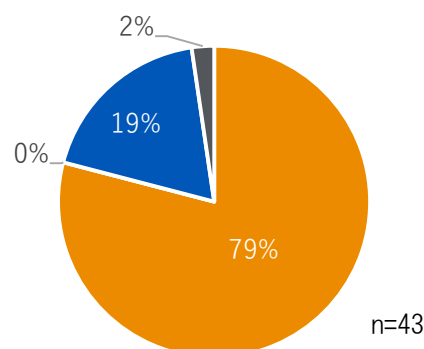
また、他団体との交流や連携の必要性は、回答があった43団体の内、34団体が必要があるとの認識を示しています。

協働の重要度



凡例	件数
■ かなり重要	16件
■ 重要	21件
■ どちらともいえない	6件
■ あまり重要ではない	0件
■ 重要ではない	0件

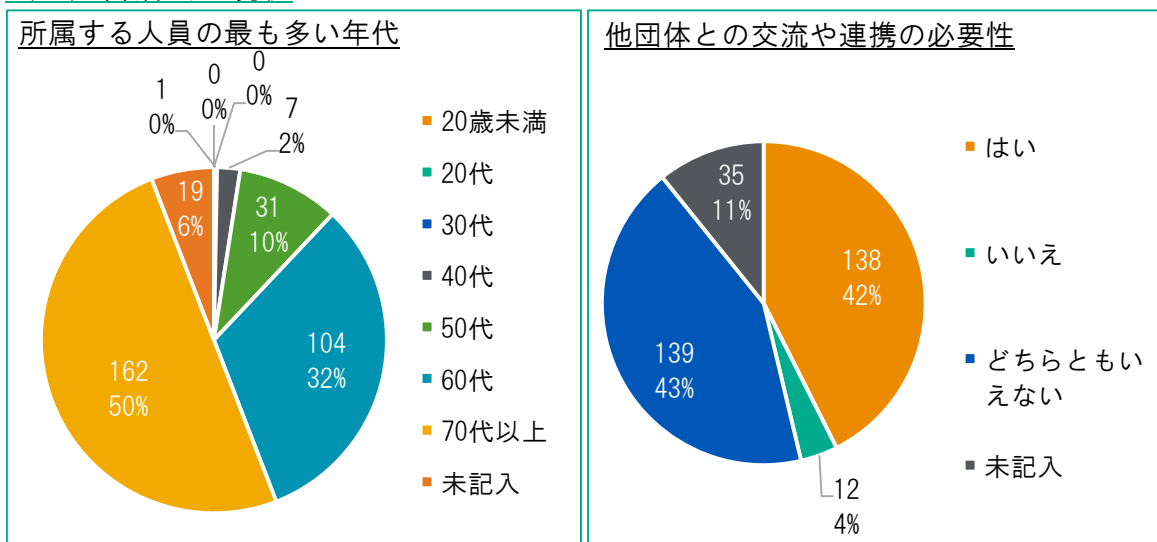
他団体との交流や連携の必要性



凡例	件数
■ はい	34件
■ いいえ	0件
■ どちらともいえない	8件
■ 未記入	1件

第2章 宇和島市の現状と課題

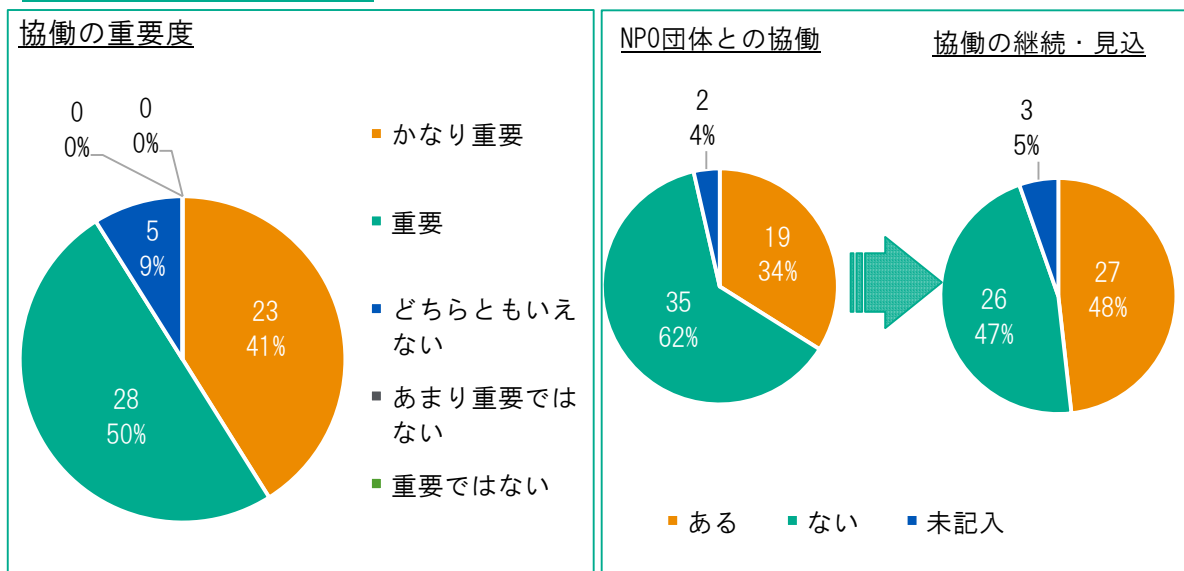
(3) 自治会の現状



自治会に実施したアンケート結果では、全ての地区（宇和島・三間・吉田・津島）で、所属する人員の最も多い年代は、「70代以上」が最も多い回答結果となっています。また、他団体との交流や連携の必要性は、回答があった324自治会の内138自治会が、「必要がある」と回答しています。

これらの回答結果から、自治会における地域課題解決のための活動を推進するには、自治会と行政・他機関との協働が重要であることが伺えます。

(4) 企業・団体の現状



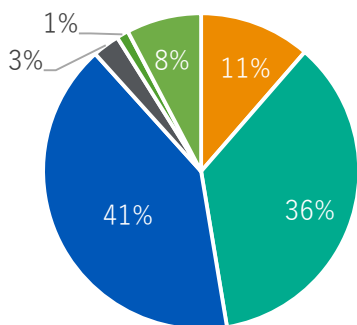
企業・団体に実施したアンケート結果では、協働の重要度は、「かなり重要・重要」が多い回答結果となっています。また、NPO団体等との協働は、現在、協働の経験が「ある」と回答した企業・団体よりも、今後、協働の継続・見込みが「ある」との回答の方が多く結果となっています。

これらの回答結果から、企業・団体における地域課題解決のための活動を推進するには、企業・団体と行政・NPO団体との協働が重要であることが伺えます。

(3) 自治会の現状

自治会に実施したアンケート結果では、協働の重要度は、「かなり重要・重要」が、最も多い回答結果となっています。また、他団体との交流や連携の必要性は、回答があった325自治会の内、139自治会が必要があるとの認識を示しています。

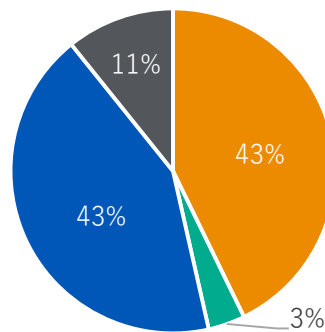
協働の重要度



n=325

凡例	件数
かなり重要	37件
重要	117件
どちらともいえない	133件
あまり重要ではない	9件
重要ではない	4件
未記入	25件

他団体との交流や連携の必要性



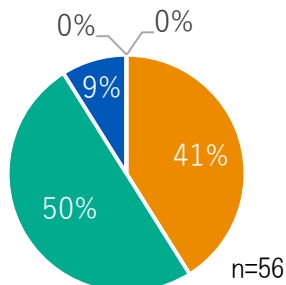
n=325

凡例	件数
はい	139件
いいえ	12件
どちらともいえない	139件
未記入	35件

(4) 企業・団体の現状

企業・団体に実施したアンケート結果では、協働の重要度について「かなり重要・重要」との回答が多い結果となっています。また、NPO団体等との協働については、現在、協働の経験が「ある」と回答した企業・団体よりも、今後協働の継続・見込みが「ある」との回答が多い結果となっています。

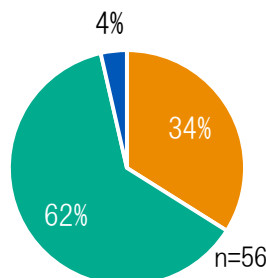
協働の重要度



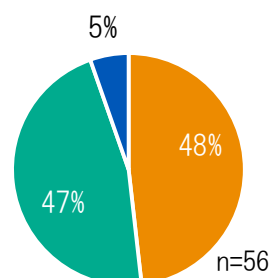
n=56

凡例	件数
かなり重要	23件
重要	28件
どちらともいえない	5件
あまり重要ではない	0件
重要ではない	0件

NPO団体との協働



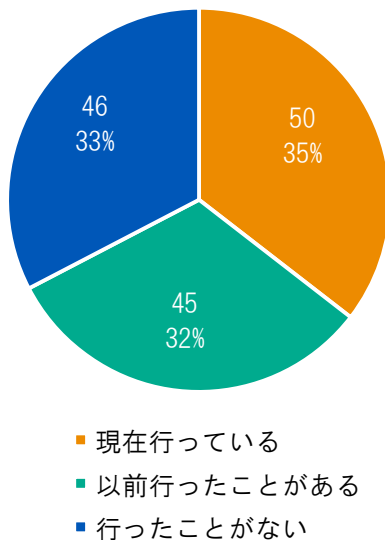
協働の継続・見込



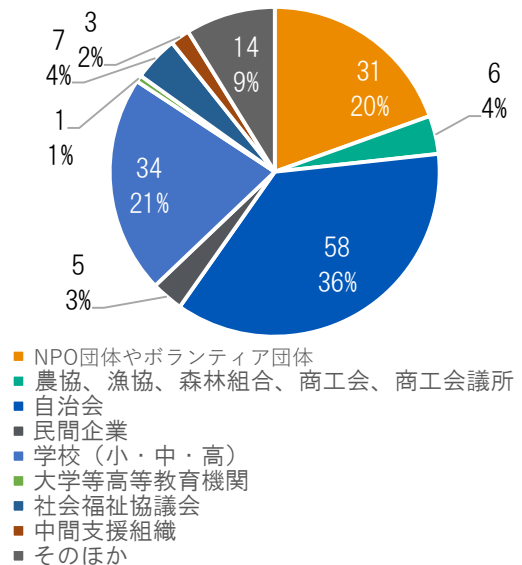
第2章 宇和島市の現状と課題

(5) 市民の現状

協働の経験の有無



協働への参加方法



市民（オンライン）に実施したアンケート結果では、協働の経験は、「現在行っている・以前行ったことがある」が多い回答結果となっています。

協働への参加方法は、「自治会」を通じてと回答した人最もが多く、次いで、「NPO団体やボランティア団体」「学校」を通じた参加が多くなっています。

市民の協働に関する意識として、協働への関心が高いほか、身近な団体を通じて協働の取り組みに参加している人が多い結果となっています。

これらの回答結果から、市民における地域課題解決のための活動を推進するには、「自治会」を通じた協働が重要であるとともに、NPO団体やボランティア団体・学校等を通じた協働のきっかけづくり・情報の提供が重要であることが伺えます。

(6) 課題

(1) 宇和島市の現状から(5)市民の現状を踏まえ、近年、様々な地域課題が顕在化していく中で、地域課題の解決のためには、「多様な主体」が担い手として互いに助け合い、「協働のまちづくり」を推進していく必要があります。

そのためには、「多様な主体」が互いに支え合いながら協働できる体制の確立を図る必要があります。

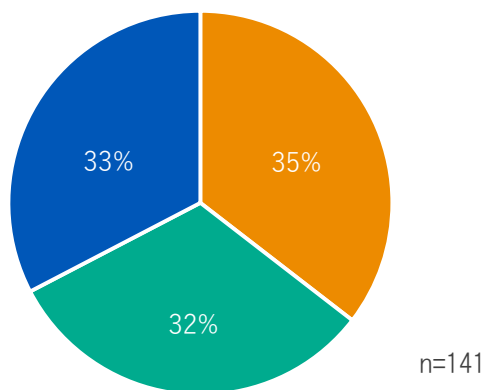
(5) 市民の現状

市民（オンライン）に実施したアンケートでは、協働の経験は、「現在行っている・以前行ったことがある」との回答が多い結果となっています。

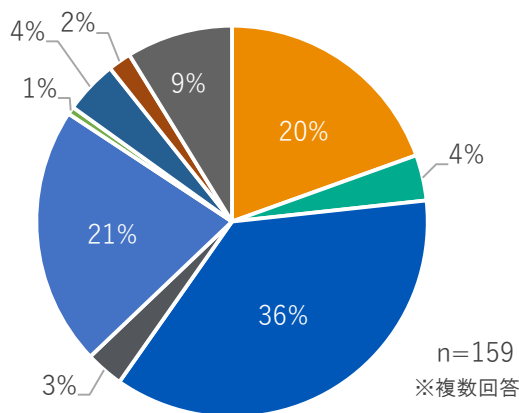
協働への参加方法は、「自治会」を通じてと回答した人が最も多く、次いで、「学校」「NPO団体やボランティア団体」を通じた参加が多くなっています。

市民の意識として、協働への関心が高いほか、身近な団体を通じて協働の取り組みに参加している人が多い結果となっています。

協働の経験の有無



協働への参加方法



凡例	件数
現在行っている	50件
以前行ったことがある	45件
行ったことがない	46件

凡例	件数
NPO団体やボランティア団体	31件
農協、漁協、森林組合、商工会、商工会議所	6件
自治会	58件
民間企業	5件
学校（小・中・高）	34件
大学等高等教育機関	1件
社会福祉協議会	7件
中間支援組織	3件
そのほか	14件

(6) 課題

(1) から (5) の宇和島市の現状及びアンケート調査結果を踏まえると近年様々な地域課題が顕在化していく中で、地域課題の解決のためには「多様な主体」が情報を共有すると共に、「協働のまちづくり」の担い手として、多世代が連携していく必要があることが伺えます。

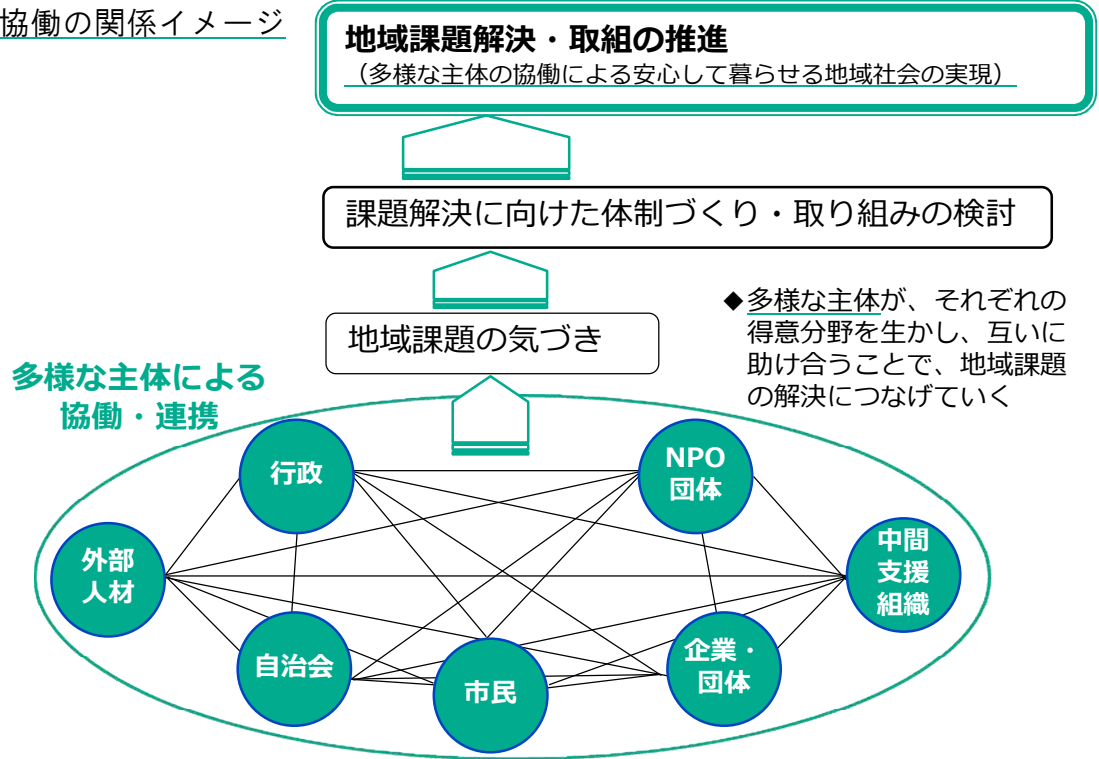
そのためには、「多様な主体」が互いに支え合いながら、協働できる体制の確立を図っていく必要があります。

第2章 宇和島市の現状と課題

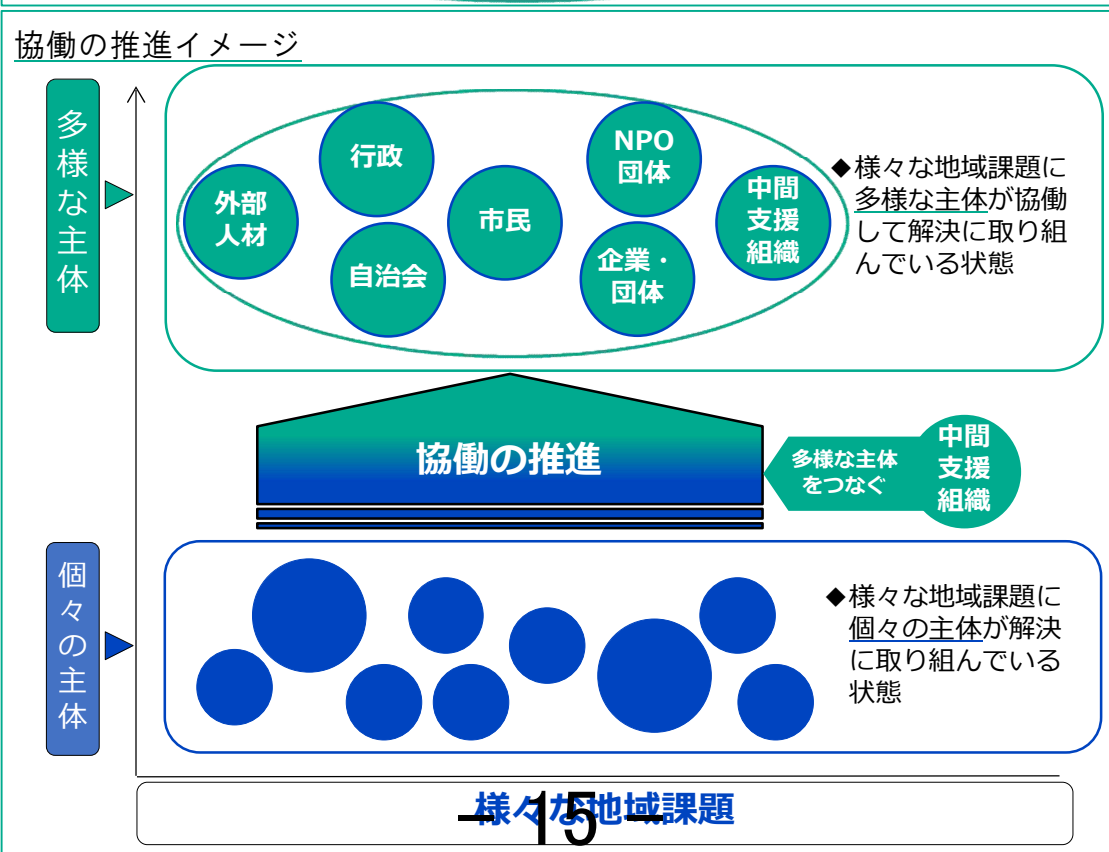
(7) 宇和島市の課題解決に向けた協働のイメージ

多様な主体が協働することによって、地域が抱える様々な地域課題の解決を図ります。

協働の関係イメージ



協働の推進イメージ

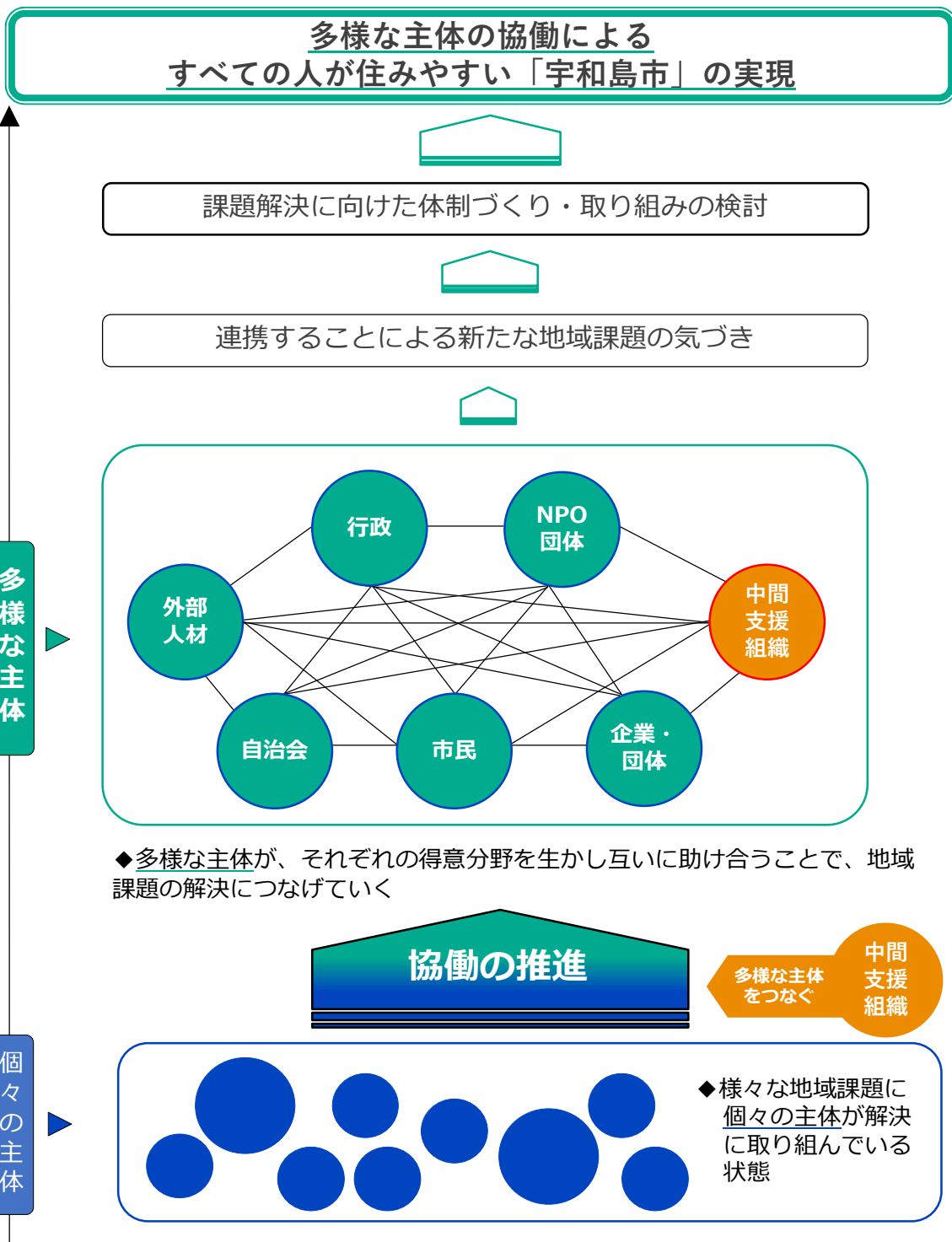


第3章 協働の考え方

(1) 宇和島市の地域課題解決に向けた協働のイメージ

多様な主体が協働することによって、地域が抱える様々な課題の解決を図ります。

地域課題解決・取組の推進推進イメージ



第3章 協働の考え方

(1) 協働の領域

①協働とは

「多様な主体が、互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して活動すること」です。互いの特性を認め、対等な立場で主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して活動を行うことが重要です。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

②協働の目的

宇和島市の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域に関わる多様な主体が互いに助け合う体制の形を図り、地域の特性を生かしたまちづくりを推し進めます。

③協働の役割

協働を推進するために、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取り組むことが重要です。

市民

- ・持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域課題の解決やまちづくりに向け主体的に取り組む。

行政

- ・広報誌やホームページ・SNS等の内容充実及び懇談会やタウンミーティング、パブリックコメント等を通じ、多様な主体との情報・意識の共有化を図る。
- ・協働によるまちづくりの担い手育成、支援等についての仕組みを整備する。
- ・協働のまちづくりのための方策の立案（各種計画等）を図る。

地縁組織 (自治会等)

- ・個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するため、様々な団体や人材が協働してネットワークを強化するとともに様々な活動に取り組む。
- ・地域の活動に市民の参加を促す。

NPO・ボラン ティア 団体

- ・専門性を発揮し、主体的に公共的課題やまちづくりに取り組む。
- ・市民の活動参加のきっかけを提供する。
- ・自治会や他団体との連携により、活動内容や機能を高める。

中間支援 組織

- ・地域課題解決のため、多様な主体との間で情報収集・提供を行う。
- ・NPO・ボランティア団体等の活動支援を行い、協働の中で活動を実施し、地域ネットワークの強化を図る。
- ・協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、協働のまちづくりへの参加意識を高める。

外部人材

- ・専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む。

企業・団体 (教育機関)

- ・地域の一員として、積極的にまちづくりに参加する。
- ・従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域課題解決型の活動に対して、人的な支援のほか持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援する。

(2) 協働の領域

①協働とは

「多様な主体が、互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して活動すること」です。

互いの特性を認め対等な立場で主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して活動を行うことが重要です。そして、社会的責任を果たそうとする企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

②協働の目的

宇和島市の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域に関わる多様な主体が、互いに助け合う体制の形をつくり、「すべての人が住みやすい宇和島市の実現」に向けたまちづくりを推進します。

③協働を推進するための役割

協働を推進するために、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取り組むことが重要です。

市民

- ・持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域課題の解決やまちづくりに向け主体的に取り組む。

行政

- ・広報誌やホームページ・SNS等の内容充実及び懇談会やタウンミーティング、パブリックコメント等を通じ、多様な主体と情報・意識の共有化を図る。
- ・協働によるまちづくりの担い手育成、支援等についての仕組みを整備する。
- ・協働のまちづくりのための方策の立案（各種計画等）を図る。

地縁組織 (自治会等)

- ・個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するため、様々な団体や人材が協働してネットワークを強化するとともに様々な活動に取り組む。
- ・地域の活動に市民の参加を促す。

NPO・ボラン ティア団体

- ・専門性を発揮し、主体的に公共的課題やまちづくりに取り組む。
- ・市民の活動参加のきっかけを提供する。
- ・自治会や他団体との連携により、活動内容や機能を高める。

外部人材

- ・専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む。

企業・団体 (教育機関)

- ・地域の一員として、積極的にまちづくりに参加する。
- ・従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域課題解決型の活動に対する人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援する。

中間支援 組織

- ・地域課題解決のため、多様な主体との間で情報収集・提供を行う。
- ・NPO・ボランティア団体等の活動支援を行い、協働の中で活動を実施し、地域ネットワークの強化を図る。
- ・協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、協働のまちづくりへの参加意識を高める。
- ・協働のまちづくりを推進する上での施策等に関する提言。

第3章 協働の考え方

⑤協働の領域図

市民や行政がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して行う活動があります。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

【市民の領域】		協働の領域		【行政の領域】
A	B	C	D	E
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参画を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域

※ここでいう市民とは、市民、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企業・団体等のことを指します。

(2) 協働の形態

市が市民や自治会、NPO団体、中間支援組織、外部人材、企業等との協働により推進するまちづくりの形態は、次に掲げるように様々なものがあります。また、事業の内容や目的に応じて最もふさわしい形態で実施することが重要です。

協働の形態	内容	領域
民間同士の連携	地域課題の解決に向けた自らの意思による地域行事・活動への参加 (例：清掃活動、お祭りイベントなど)	A
補助・交付金	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に市が支援を行う形態 (例：地域づくり交付金など)	B
後援	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に、市が後援名義の使用を認め、事業を後押しする形態 (例：NPO団体等が主催する地域イベントなど)	B
共催	自治会やNPO・ボランティア団体等と市が共に主催者となり、事業を行う形態 (例：シンポジウムなどの共同開催など)	C
事業協力・支援	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が、一定期間継続的な関係で協力し合う形態 (例：包括連携協定など)	C
情報提供・情報共有	それぞれが持つ情報を提供し合い、活用する形態 (例：情報共有会議の開催・参加など)	C
実行委員会	自治会やNPO・ボランティア団体等と市が実行委員会を組織し、事業を行う形態 (例：イベント実行委員会など)	C
政策提言	自治会やNPO・ボランティア団体等が持つ専門知識などから生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形態 (例：各種審議会など)	D
委託	より効果的に事業を実施するため、優れた特性を持つ自治会・NPO・ボランティア団体等に市の事業を委ねる形態 (例：業務委託など)	D
行政同士の連携	共通課題の解決のために行政同士が連携する形態 (例：広域連携、カウンターパートなど)	E

⑤協働の領域図

市民や行政がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して行う活動があります。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

【市民の領域】		協働の領域		【行政の領域】
A	B	C	D	E
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参画を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域

※ここでのいう市民とは、市民、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企業・団体等のことを指します。

(3) 協働の形態

市が市民や自治会、NPO団体、中間支援組織、外部人材、企業等との協働により推進するまちづくりの形態は、次に掲げるように様々なものがあります。また、事業の内容や目的に応じて最もふさわしい形態で実施することが重要です。

協働の形態	内容	領域
民間同士の連携	地域課題の解決に向けて、自らの意思による地域行事・活動へ参加するもの (例：清掃活動、お祭りイベントなど)	A
補助・交付金	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対して、市が支援を行うもの (例：地域づくり交付金など)	B
後援	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対して、市が後援名義の使用を認め、事業を後押しするもの (例：NPO団体等が主催する地域イベントなど)	B
共催	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が共に主催者となり、事業を行うもの (例：シンポジウムなどの共同開催など)	C
事業協力・支援	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が、一定期間継続的な関係で協力し合うもの (例：包括連携協定など)	C
情報提供・情報共有	それぞれが持つ情報を提供し合い、活用するもの (例：情報共有会議の開催・参加など)	C
実行委員会	自治会やNPO・ボランティア団体等と市が実行委員会を組織し、事業を行うもの (例：イベント実行委員会など)	C
政策提言	自治会やNPO・ボランティア団体等が、その専門知識などに基づく施策を市に提案し、政策形成に反映しようとするもの (例：各種審議会など)	D
委託	より効果的に事業を実施するため、優れた特性を持つ自治会・NPO・ボランティア団体等に市の事業を委ねるもの (例：業務委託など)	D
行政同士の連携	共通課題の解決のために、行政同士が連携するもの (例：広域連携、カウンターパートなど)	E

第3章 協働の考え方

(3) 協働によって期待される効果

互いの力を出し合い、それぞれの特性や得意分野を生かすことで、地域課題の解決の取り組みが、円滑に進みやすくなります。

また、お互いの持つ強みやネットワークを利用することで、幅広い分野で事業や施策に取り組むことができ、より効果的に地域課題の解決に結びつけることができます。

期待される効果

- ・地域課題について、市民目線で主体的に取り組むことで、自分達にあった課題解決の取り組みを進めることができる。
- ・多種多様な知識や経験を持つ人、団体等との交流によって、活動の場や生きがいの場が広がる。
- ・多様化・複雑化する地域における課題を把握することができ、効果的な施策の立案、公共サービスの提供につなげることができる。
- ・地域コミュニティの活動において、多様な主体と連携した活動を進めることで、より地域で暮らす身近な人々が暮らしやすくなる。
- ・団体は理念等を効果的に実現できるとともに、多様な主体とのネットワークによって、活動に関する関心・認知度が高まり、幅広い活動が期待できる。
- ・多様な主体との間で情報の収集・提供を行うことができ、地域課題解決のための支援・受援を効果的に推進することができる。
- ・各主体の活動の限界を補完（※⁵）することで、多様化・複雑化する地域課題への対応に繋がる。
- ・異なる発想と行動力を持つ多様な主体が、協働という手法によって、相互の理解を深めることができ、お互いの団体の活動の活性化に繋げることができると共に、相手の立場に立ち地域課題に向き合うことで、意識の向上に繋がる。

※⁵ 補完

本指針の中で「補完」とは、個人で解決できる課題は個人が、個人で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むことをいいます。

(4) 協働によって期待される効果

互いの力を出し合い、それぞれの特性や得意分野を生かすことで、地域課題解決への取り組みが、円滑に進みます。

また、お互いの持つ強みやネットワークを利用することで、幅広い分野で事業や施策に取り組むことができ、より効果的に地域課題の解決に結びつけることができます。

期待される効果

- 地域課題について、市民目線で主体的に取り組むことで、自分達にあった課題解決につながります。
- 多種多様な知識や経験を持つ人、団体等との交流によって、活動の場や生きがいの場が広がります。
- 多様化・複雑化する地域における課題を把握することができ、効果的な施策の立案、公的サービス（※2）の提供につながります。
- 地域コミュニティの活動において、多様な主体と連携した活動を進めることで、暮らしやすい地域をつくることができます。
- 団体は理念等を効果的に実現できるとともに、多様な主体とのネットワークによって、活動に関する関心・認知度が高まり、幅広い活動が期待できます。
- 多様な主体との間で情報の収集・提供を行うことにより、地域課題解決のための支援・受援を効果的に推進することができます。
- 各主体の活動の限界を補完（※3）することで、多様化・複雑化する地域課題への対応につながります。
- 異なる発想と行動力を持つ多様な主体が、協働によって、相互の理解を深めることができます。また、互いの団体の持続可能な活動につなげることができると共に、相手の立場に立ち地域課題に向き合うことで、意識の向上につながります。

(※2) 公的サービス

本指針の中で「公的サービス」とは、自治会等の地域コミュニティや、NPO・ボランティア団体、企業等も含めた、本市に居住する人、働く人や集う人など、すべての人達が日常生活や社会生活を円滑に送るために必要とされるものです。

(※3) 補完

本指針の中で「補完」とは、各主体が個々で解決できる課題はそれぞれが、各主体が個々で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むことをいいます。

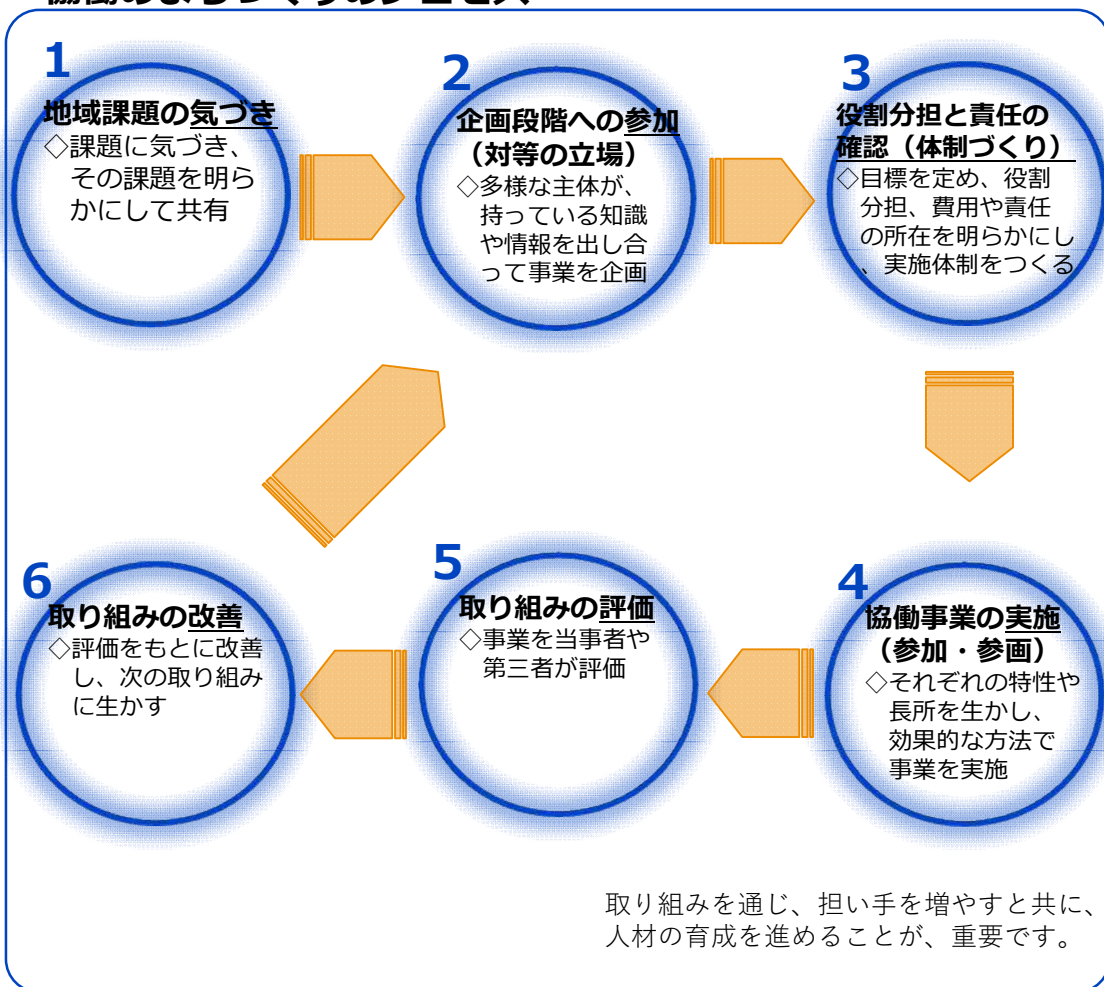
第3章 協働の考え方

(4) 協働のまちづくりのプロセス

協働の手法を用いた進め方については、以下のとおりです。

多様な主体の協働により、あくまでも対等の立場で、地域の課題や事業の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かし、より効果が期待できる取り組みを進めることが大切です。

協働のまちづくりのプロセス



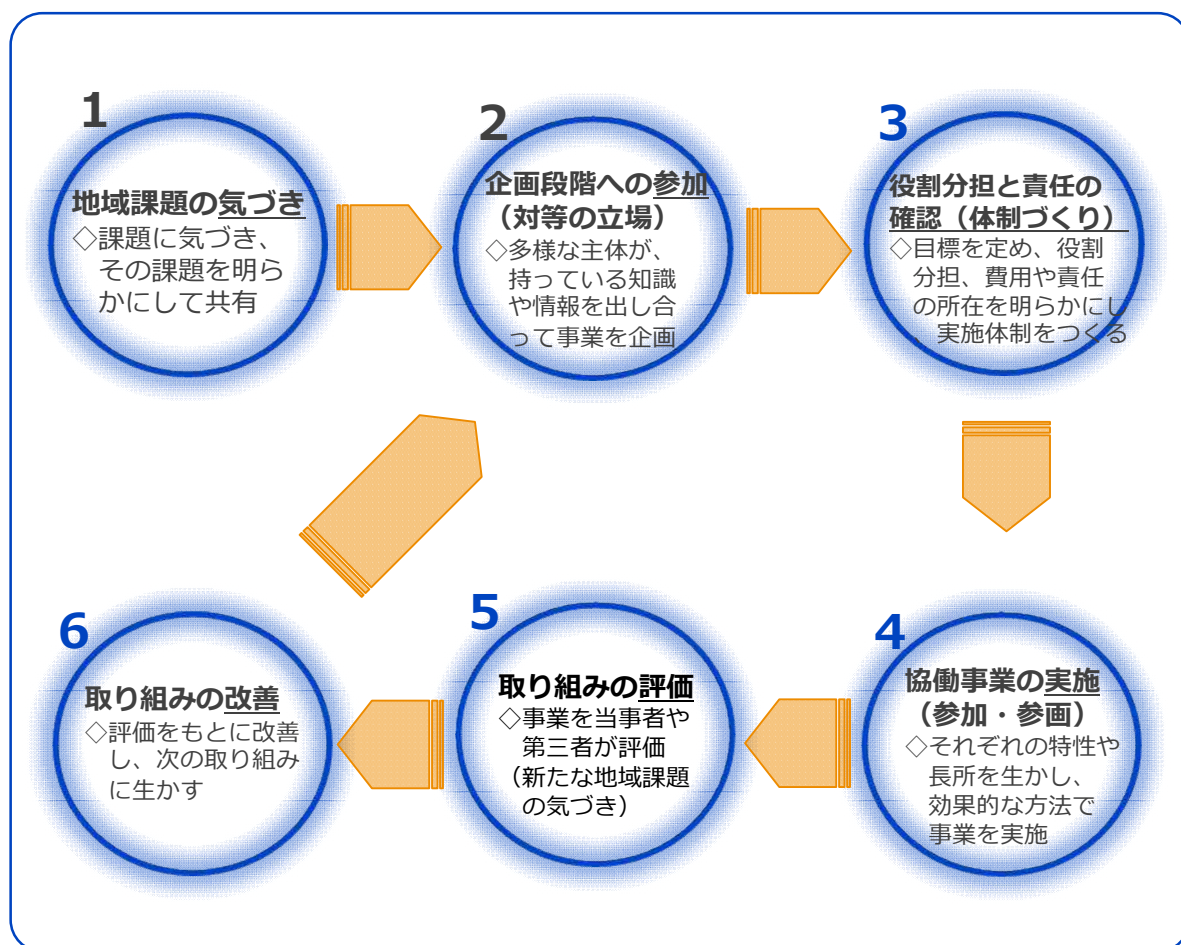
住みやすい「宇和島市」の実現

(5) 協働のまちづくりのプロセス

協働の手法を用いた進め方については、以下のとおりです。

多様な主体の協働により、あくまでも対等の立場で、地域の課題や事業の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かし、より効果が期待できる取り組みを進めることが大切です。

協働のまちづくりのプロセス



取り組みを通じ、担い手を増やすと共に、人材の育成を進めることが重要です。



すべての人が住みやすい「宇和島市」の実現

第4章 協働を推進する体制づくり

(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

多様な主体が、協働のまちづくりの理念を理解し、より良いまちづくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協力的活動を推進することができる環境づくりに取り組みます。

①市職員の意識強化

研修会の開催、地域で実施されている地域活動への参加により、地域課題解決のヒントやまちづくりに関する意識改革・強化を図ると共に、協働の意識の醸成に努めます。

(地域活動への参加、地域づくり担当職員等)

②市民・NPO団体・企業・団体等と行政の意識共有

- ・地域課題解決のために多様な主体が参加している、情報共有会議（牛鬼会議等）への参加により、意識共有を図ります。
- ・青少年育成事業（ホリバタ事業）を通じて、若い世代との交流・連携を図ります。

③財政支援・制度の検討

- ・地域課題の解決やまちづくりを行うNPO団体等による自主的、主体的な活動に対し、各種補助制度による支援を行います。
- ・協働のまちづくりを推進していく上で必要な各種支援制度の創設を検討します。

④市の体制強化

多様な主体が、協働の提案や相談を行い、幅広く地域課題や地域資源、人材等の情報を集約するとともに、様々な人や組織と情報を共有することで、地域課題の解決を推進することができる体制づくりに取り組みます。

第4章 協働を推進する体制づくり

(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

多様な主体が、協働のまちづくりを理解し、それぞれの主体性に基づき、互いの強みを活かし、目的や目標に向かって連携して推進することができる環境づくりに取り組みます。

①多様な主体によるまちづくりへの参画・意識強化

協働のまちづくりを推進するため、一人ひとりが自発的に地域活動に参画することで、地域課題解決のヒントやまちづくりに関する意識改革・強化を図るとともに、誰もが参加しやすい取り組みを促進します。

②多様な主体による連携の強化

- ・地域課題解決のための情報共有会議等の場づくりを推進し、互いの意識共有を図ります。
- ・青少年育成のための事業等を通じ、若い世代との交流・連携を図ります。
- ・高齢者が活躍できる居場所づくりによって、多世代が連携したまちづくりを推進します。
- ・多様な主体の活動を広く周知し、更なる人材の関わりを求めることにより、組織力の強化を図ります。

③財政支援・制度の充実

- ・地域課題の解決やまちづくりを行う団体等による自主的、主体的な活動に対し、各種補助制度による支援や制度の充実を図ります。
- ・クラウドファンディング（※4）やソーシャルインパクトボンド（※5）等、様々な財源確保についての情報共有を図ります。

④行政の体制強化

行政においても、多様な主体が、協働の提案や相談を行い、幅広く地域課題や地域資源・人材等の情報を集約し、様々な人や組織と情報共有することで、地域課題の解決を推進する体制づくりに取り組みます。

（※4）クラウドファンディング

本指針の中で「クラウドファンディング」とは、プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法のことをいいます。

（※5）ソーシャルインパクトボンド

本指針の中で「ソーシャルインパクトボンド」とは、官民連携の仕組みの一つで行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す成果志向の取り組みのことをいいます。

第4章 協働を推進する体制づくり

(2) 多様な主体との情報・意識の共有化

多様な主体が、地域課題の解決に向けてお互いに持っている情報を分かりやすい形で積極的に提供し、共通理解を深め、意識の共有化を図ることによって、相互の信頼関係を構築していきます。

①情報収集・提供と共有化

市政に関する行政情報や地域情報を、広報誌やホームページ、SNS等の各広報媒体を活用し、分かり易く市民に提供します。

(3) 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手の育成

多様な主体による協働の取り組みを広げていくには、地域のニーズの把握、事業の構築、担い手の育成等を推進することが大切です。

また、協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる団体・人材が求められています。

協働のまちづくりに係わる団体・人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねていく中で、担い手の育成に努めます。

①中間支援組織の育成支援

多様な主体が連携し、本市における地域課題に関する様々なニーズに対応すると共に、中間支援組織としての役割を果たし、平時より市内外の関係機関と市内の課題を共有し、市内NPO団体の連携強化を図ることができる体制構築を図るため、中間支援組織の育成支援を実施します。

②青少年市民活動拠点の機能強化

青少年育成に関する活動拠点である青少年市民協働センター（ホリバタ）の拠点機能の強化・充実に取り組みます。

(2) 多様な主体との情報・意識の共有化

多様な主体が、地域課題の解決に向けてお互いに持っている情報を分かりやすい形で積極的に提供し合うことで共通理解を深め、意識の共有化を図ることによって、相互の信頼関係を構築していきます。

多様な主体が様々なネットワークでつながりを持ち、地域に関する課題や、特色・強み等を互いに共有し、支え合うことが大切であり、そのための環境づくりを推進します。

(3) 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手の育成

多様な主体による協働の取り組みを広げていくには、地域のニーズの把握、事業の構築、担い手の育成等を推進することが大切です。

また、協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる団体・人材が求められています。

協働のまちづくりに係わる団体・人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねていく中で、担い手の育成に努めます。

① 中間支援組織の育成支援

多様な主体が連携し、本市における地域課題に関する様々なニーズに対応するためには、中間支援組織の果たす役割が重要です。平時から市内外の関係機関と市内の課題を共有し、市内NPO団体の連携強化を図ることができる体制構築のため、中間支援組織の育成支援を推進します。

② 市民活動拠点の充実

すべての人が活躍することができる場づくりを進めるためには、拠点機能の充実が大切であり、拠点を中心として、すべての人が様々な交流ができる場所が重要です。

そのため、多様な主体が連携して活動することができ、地域のニーズを把握し、解決することができる仕組みづくりを推進します。

用語集

No.	名称	説明
1	NPO法人	<p>NPO とは、Non（非）Profit（利益）Organization（団体）の略で、営利を目的としない民間の団体（組織）のこと。特定非営利活動促進法により認定されたNPO 法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがあるが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じる。</p> <p>「非営利」とは、利益を得ることを目的としないこと。無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではない。活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うこともでき活動に対する対価をもらうことも差し支えない。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえる。</p>
2	外部人材	<p>本指針の中で「外部人材」とは、専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材。</p>
3	協働	<p>同じ目的のために、協力して働くこと。</p> <p>本指針における協働とは、多様な主体が互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して宇和島市の課題解決に取り組んでいくこと。</p>
4	コミュニティ	<p>居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。</p> <p>この指針でいう「地域コミュニティ」とは、住みよい地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる事業や活動などをお互い連帯感や信頼感を築きながら取り組んでいく、地域社会のこと。</p>
5	市民	<p>本指針の中で「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人。</p>
6	社会貢献活動	<p>法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と、特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。</p>

No.	名称	説明
1	NPO法人	NPO とは、Non（非）Profit（利益）Organization（団体）の略で、営利を目的としない民間の団体（組織）のこと。特定非営利活動促進法により認定されたNPO 法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがあるが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じる。 「非営利」とは、利益を得ることを目的としないこと。 無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではない。 活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うこともでき活動に対する対価をもらうことも差し支えない。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえる。
2	外部人材	本指針の中で「外部人材」とは、専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材。
3	協働	同じ目的のために、協力して働くこと。 本指針における協働とは、多様な主体が互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して宇和島市の課題解決に取り組んでいくこと。
4	企業・団体	本指針の中で「企業・団体」とは、様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体。
5	行政	本指針の中で「行政」とは、法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関。
6	クラウドファンディング	（英：crowd funding）とは、プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法のこと。
7	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。 この指針でいう「地域コミュニティ」とは、住みよい地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる事業や活動などをお互い連帯感や信頼感を築きながら取り組んでいく、地域社会のこと。
8	市民	本指針の中で「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人。
9	社会貢献活動	法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と、特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。
10	自治会等の地縁組織	本指針の中で「自治会等の地縁組織」とは、自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織。
11	主体性	自分の意志・判断によって、自ら責任をもって行動する態度のあること。
12	ソーシャルインパクトボンド	（英：Social Impact Bond、SIB）とは、官民連携の仕組みの一つで、行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す成果志向の取り組みのこと。

用語集

No.	名称	説明
7	主体性	自分の意志・判断によって、自ら責任をもって行動する態度のあること。
8	多様な主体	本指針の中で「多様な主体」とは、市民、行政、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企業・団体等。
9	中間支援組織	本指針の中で「中間支援組織」とは、協働を推進する上で「多様な主体」同士の活動を支援する組織。
10	補完	本指針の中で「補完」とは、個人で解決できる課題は個人が、個人で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むこと。
11	まちづくり	この指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すもの。
12	ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。IT（情報技術：Information Technology）もほぼ同義として用いられるが、ICTにはネットワーク通信による多様なコミュニケーションの実現の概念が含まれている。
13	DX	デジタルトランスフォーメーション「Digital Transformation」（デジタル変革）の略称。「Trans」には「超える、横切る」といった意味があり、ほぼ同義の「Cross」が省略されて「X」と表記されることから、「Trans」も「X」で代用され、DXと略されている。

No.	名称	説明
13	多様な主体	本指針の中で「多様な主体」とは、市民、行政、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企業・団体等を示すもの。
14	中間支援組織	本指針の中で「中間支援組織」とは、協働を推進する上で「多様な主体」同士の活動を支援する組織。
15	補完	本指針の中で「補完」とは、個人で解決できる課題は個人が、個人で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むこと。
16	まちづくり	この指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民と一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すもの。